

宿泊税の導入および宿泊業務の運営体制に関する大切なお知らせ

北海道難病センターでは、難病をお持ちの患者様やそのご家族が安心して滞在できるよう努めてまいりました。しかしながら、施設管理（設備保守、清掃、警備など）における外部委託費が昨今の社会情勢を背景に上昇傾向にあります。今後も安定的な施設運営を継続していくため、2026年4月1日（水）より宿泊業務の体制を下記の通り変更させていただくこととなりました。

1. 宿泊税の徴収開始について

地方自治体の条例に基づき、2026年4月1日（水）宿泊分より宿泊税が導入されます。

税額： おひとり1泊につき 300円

お支払い： 宿泊費とあわせて受付にてお支払いをお願いいたします

2. 運用ルール（門限・外出時間）の変更

自動ドア施錠時間の変更：これまで門限を午後11時としておりましたが、午後10時に変更となります。午後10時～午前8時までの時間は、宿泊管理人が不在となり機械警備が入ります。
防犯のため原則として外出不可となります

チェックアウト： 原則として 午前8時～午前10時 とさせていただきます

※交通機関や通院など特別な事情がある場合は事前にご相談ください。

3. 夜間の安全管理体制について

運用ルールが変更となる夜間・早朝時間帯におきましてもご宿泊の皆様が安心してお過ごしいただけるよう、以下の安全管理対策を新たに講じます。

見守りカメラの導入： 共有フロアに見守りカメラを設置し、24時間のモニタリングを行います

機械警備の導入： 警備会社（セコム）によるセキュリティシステムを導入し、外部侵入の防止および火災監視を徹底します
いざという時でも警備会社が駆けつけ、被害の拡大を抑止します

緊急対応電話の設置： 2階フロントに緊急対応用電話を設置し、宿泊者のお困りごとに迅速に対応できる体制を整えます

ご利用の皆様にはご不便をおかけいたしますが、夜間帯のセキュリティ強化を図り、これまで以上に「安全・安心」な環境づくりに努めてまいります。